

愛知県立知立高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止対策組織について

(1) 組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア 「教育相談委員会」

《役割》

- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・「対応・支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

《委員会のメンバー》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談係、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

イ 「対応支援チーム」

《役割》

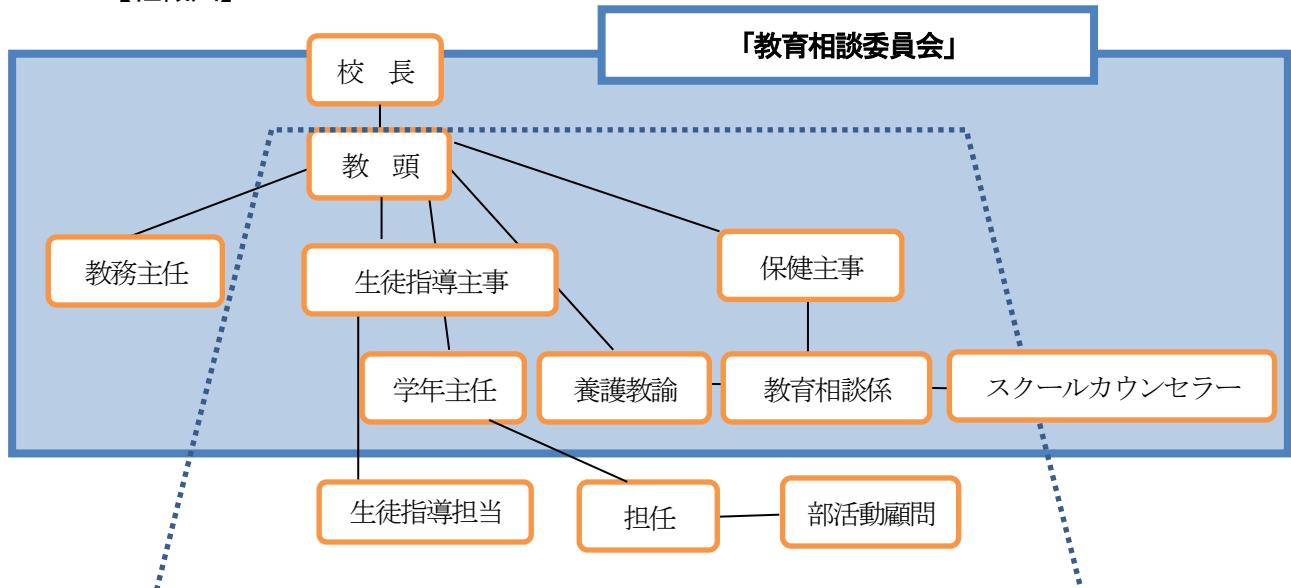
- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の初期対応

《メンバー》

教頭、生徒指導主事、学年主任、保健主事、教育相談係、養護教諭、担任、部活動顧問

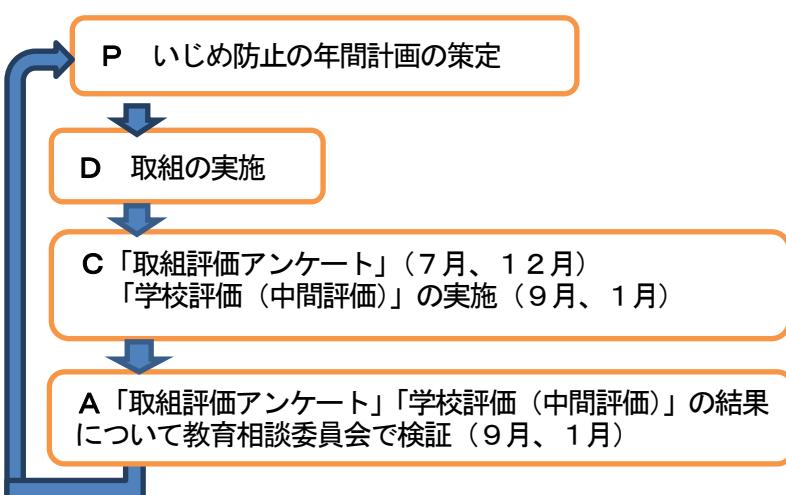
また、いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



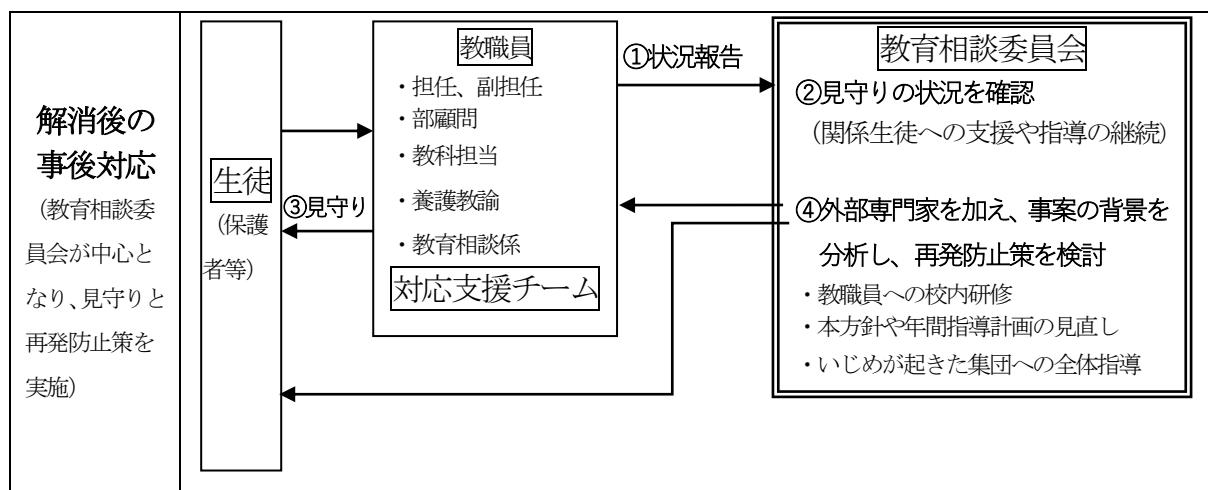
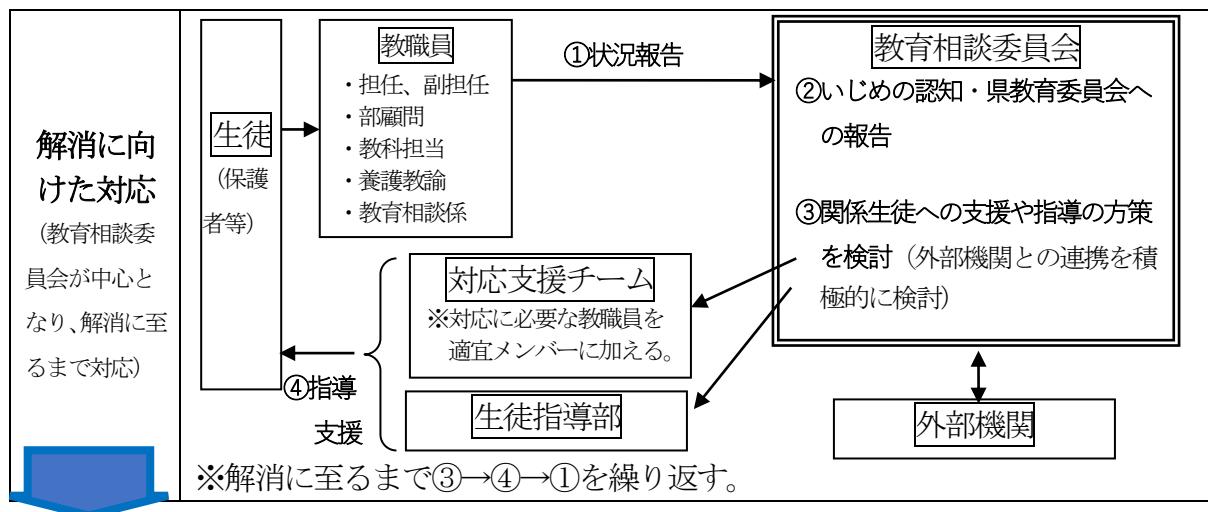
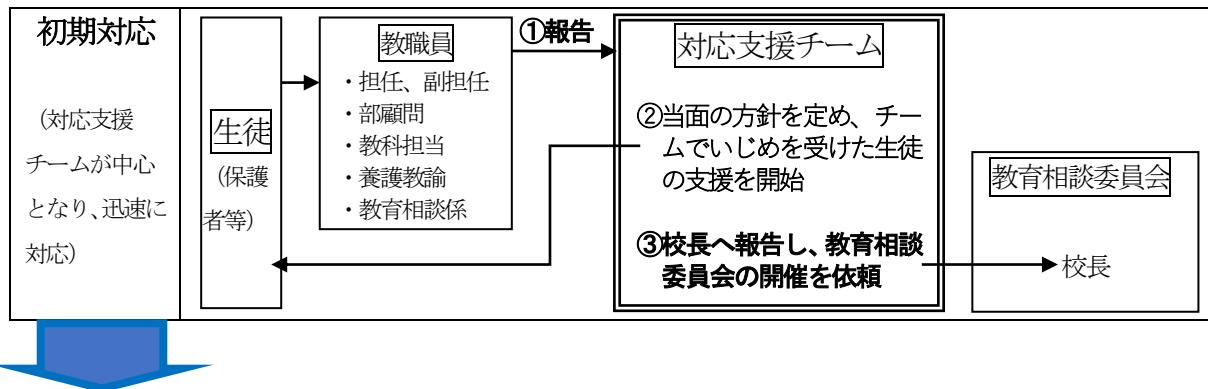
※は、対応支援チームを表し、事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 具体的な取り組みについて

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、校内研修を実施する。 ○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開
	ウ いじめを生まないための指導に留意する。	○一人一人の生徒を大切にした、発達支持的な授業づくりに努める。 ○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないよう細心の注意を払って指導に当たる。 ○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みを積極的に実施する。	○保護者・地域への授業公開
	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。	○中高連携 ○地域と連携した体験活動の実施
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○地域の巡回
	ア アンケートを定期的に実施する。	○アンケートを実施する。 ○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みの一助となるものとする。	○学校評価・いじめアンケートの実施 ○認知件数の公開
	イ 教育相談の充実を図る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談を実施する。	○保護者面談で聞き取り実施
点検 検証 見直し	各年度の取組については下の【PDCAサイクル図】により検証する。 【PDCAサイクル図】  <pre> graph TD P["P いじめ防止の年間計画の策定"] --> D["D 取組の実施"] D --> C["C 「取組評価アンケート」（7月、12月） 「学校評価（中間評価）」の実施（9月、1月）"] C --> A["A 「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の結果について教育相談委員会で検証（9月、1月）"] A --> P </pre> <p>※「取組評価アンケート」は全教職員対象に実施する。</p>		○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

III いじめへの対処（事案発生時の対応）

(1) 発見・通報を受けた際の対応



(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容により教育相談委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- ウ いじめが起きた集団内の背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

(取組の年間計画)

月	取組等	未然 防止	早期 発見	点検 検証
4	学校いじめ基本方針に関する校内研修の実施【職員】			○
	健康調査の実施（毎日）【全学年】	○		
	相談室やSCの周知【全学年】	○		
	面接週間【全学年】	○	○	
	クレペリン検査の実施【全学年】		○	
5	現職研修①（特別支援教育）【職員】			○
6	クレペリン検査説明会【全学年】		○	
	校内授業研修前期【全学年】	○		
	いじめアンケート①【全学年】		○	
	学校祭 PTA 参加【全学年】	○		
7	保護者会【全学年】	○	○	
	いじめアンケート①検証【教育相談委員会】			○
	情報モラル講話【全学年】	○		
	取組評価アンケート実施【職員】			○
9	面接週間【全学年】	○	○	
	中間評価 検証【職員】			○
11	校内授業研修後期【全学年】	○		
	生徒アンケート実施【全学年】	○		
	保護者アンケート実施【全学年】	○		
	いじめアンケート②【全学年】		○	
12	人権講話【全学年】	○		
	現職研修②【職員】			○
	PTA 授業参観【全学年】	○		
	保護者会【全学年】	○	○	
1	学校評価まとめ【職員】			○
	いじめアンケート②検証【教育相談委員会】			○
3	情報モラル講話【合格者登校日】	○		
	学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し			○

令和5年3月策定

生徒心得

1 重点目標

- (1) 良好な人間関係を保つため、気持ちの良い元気な挨拶と正しい言葉遣いを心掛けよう。
- (2) 校内だけでなく登下校時においても、常に身だしなみをきちんとし、正しく制服を着用しよう。
- (3) 清潔感があり、そのまま面接試験に行けるような品位・品格ある頭髪で登校しよう。
- (4) 5分前行動を心がけよう。登校時も時間に余裕を持って登校し、遅刻をしないようにしよう。
- (5) 常に優しい心を持って友人を思いやり、家族や周りの人々に対する感謝の気持ちを持とう。

2 日課表

通常時 (月・水は7限授業、火・木・金は6限授業)

予鈴	8:35	
ST	8:40	— 8:45
1限	8:50	— 9:40
2限	9:50	— 10:40
3限	10:50	— 11:40
4限	11:50	— 12:40
昼食	12:40	— 13:15
予鈴	13:15	
5限	13:20	— 14:10
6限	14:20	— 15:10
7限	15:20	— 16:10

授業終了後、清掃・ST

※ 行事等で時間が変更する場合があります。

下校時刻

生徒の下校時刻は17時とする。

部活動・補習等の場合は、夏季19時、冬季18時30分までを原則とする。

その他、別途下校時刻を定めることがある。

3 生活規律

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・窃盗・万引き・暴言・暴力・恐喝・器物損壊・不健全娯楽(パチンコ等)・深夜徘徊・無断外泊・家出・考查不正行為(会場内へのスマートフォン等の情報機器端末持ち込み不可)・四ない運動違反・無断免許取得・指導拒否・指導無視・授業妨害・多遅刻・いじめ・度重なる身だしなみ不良・怠学・無断アルバイト・その他法令に違反する行為および校則で認めていない行為は絶対にしない。なお、これらの行為は特別指導に該当する。
- (2) 「四ない運動」とは、オートバイや自動車の免許を取らない、買わない、乗らない、保護者や家族以外に乗せてもらわない、の四つを意味する。全国高等学校PTA連合会が提唱したもので、本校でもこの運動を推進している。
- (3) いじめ(言葉によるいじめ・ネット上の掲示板やブログ等における誹謗中傷を含む)やプライバシー・著作権の侵害にあたる行為は特別指導に該当するので絶対にしない。
- (4) 出会い系サイトや18歳未満アクセス禁止サイトへのアクセスや登録は絶対にしない。

- (5) 不健全な娯楽施設や未成年者の立入禁止場所には立ち入らない。
- (6) 男女交際は、相互の人格を尊重し、知性と良識に裏付けられた節度あるものとする。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。無断で行うと特別指導対象となる。
- (8) 登校後は特別な事情（通院や家事都合等）がない限り、終礼まで校外へ外出することは認めない。

4 交通安全・登下校時の注意

- (1) 交通ルールを守り、事故防止のために万全の注意をする。
- (2) 自転車を運転する際は、無灯火・並進・二人乗り・傘さし・スマートフォンや携帯電話操作・音楽を聴きながらの運転は禁止する。また、一時停止や信号を必ず守る。
- (3) 登下校時に万が一交通事故に遭った場合、加害者となった場合には怪我をした人の救助を最優先する。また、被害・相互被害の場合でも相手の方の連絡先を必ず聞いておく。
- (4) 徒歩通学者は原則として道路の右側通行、自転車通学者は原則として車道の左側を通行すること。なお、道路いっぱいに広がって他の通行の障害にならないように気をつける。
- (5) 在学中の運転免許証の取得は禁止する。
- (6) 公共交通機関（電車・バス）を利用する生徒は、乗車マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけず知立高生として自覚を持つ。
- (7) 不審者・変質者・痴漢には十分気をつける。

5 暴風警報発表の登下校について

1 登校する以前に名古屋地方気象台から、知立市に暴風警報が発表されている場合。

- (1) 午前 6 時 40 分より前に警報が解除された場合は、午前 8 時 40 分を始業とする。
- (2) 午前 6 時 40 分以降午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除から 2 時間後を始業とする。
- (3) 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行わない。

*知立市以外に移住している生徒については、知立市が解除された場合でも、居住地及び通学経路地域に暴風警報が発令されている場合は、上記の（1）～（3）に従って対応すること。

*上記の（1）（2）の場合、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校に及ばない。

2 登校後に、名古屋地方気象台から知立市に暴風警報が発表された場合。

- (1) 気象・交通機関及び道路の状況から生徒を安全に帰宅させうると判断した場合は、授業を中止し速やかに下校させる。
- (2) 道路状況等が危険と認められる場合や、通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、該当生徒の安全を校内において確保する。

6 特別警報発表時の登下校について ~ただちに命を守る行動をとる!~

1 登校する以前に、名古屋地方気象台から知立市に特別警報が発表されている場合及び知立市又は居住の市町村から警戒レベル 4 以上が発表されている場合。

- (1) 登校しない
- (2) 特別警報解除後は、学校からの再開の連絡があるまで登校しない。
(本校のホームページ、きずなネット等で連絡する。)

*知立市以外に移住している生徒については、居住地及び通学経路地域（知立市以外）に特別警報が発表されている場合は、上記の（1）（2）に従うこと。

*登校が再開されても、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校に及ばない。

2 登校後に、名古屋地方気象台から知立市に特別警報が発表された場合及び知立市又は居住の市町村から警戒レベル4以上が発表されている場合。

- (1) 授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学経路の状況等に関わる情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- (2) 生徒を校内に留め置いた場合は、災害の状況及び気象・交通機関・通学経路の状況等に関わる情報収集に努め、生徒を安全に下校させることができると判断できるまでは下校させない。

7 各種届

(1) 欠席届

あらかじめ分かっている場合は、前日までに生徒手帳に記入・保護者押印し担任へ提出する。
体調不良等で欠席する場合は、当日の8:30までに保護者に連絡してもらう。（電話対応は平日7:45～18:30、考查中・長期休業中・定時退校日は7:45～17:00）

(2) 忌引届

あらかじめ分かっている場合は、前日までに生徒手帳に記入・保護者押印し担任へ提出する。
当日の場合は8:30までに保護者に連絡してもらう。忌引きの日数は以下である。

父母の忌 7日 祖父母および兄弟姉妹 3日 曽祖父母、おじ、おば、甥、姪 1日

父母の忌明法要、一周忌およびその世帯が中心となって営む親族の忌明法要・一周忌 1日

(3) 遅刻届

あらかじめ分かっている場合は、前日までに生徒手帳に記入・保護者押印し担任へ提出する。
体調不良等で遅刻をする場合は、当日の8:30までに保護者に連絡してもらう。8:40までに教室に入室できない場合は、理由は問わず職員室にて「入室許可書」を記入して教室へ入る。なお、電車が延着した場合は、駅にて証明書をもらい担任へ提出する。（延着時間内に入室すること）

(4) 早退届

あらかじめ分かっている場合は、当日までに生徒手帳に記入・保護者押印し担任へ提出する。
体調不良等で早退した場合は、生徒は帰宅後に学校へ無事到着の旨を電話連絡する。

(5) 外出許可証

通院もしくは家事都合等でやむを得ず外出する場合、あらかじめ分かっている場合は、当日までに生徒手帳に記入・保護者押印し担任へ提出する。

(6) 異装許可願

怪我等によりやむを得ず異装（本校規定の身だしなみで登校できない）をする場合は、生徒手帳に記入・保護者押印して担任へ提出する。

(7) 旅行届・学生割引証交付願い

生徒指導室にある所定の用紙に記入・保護者押印し担任へ提出する。書類提出から発行まで数日を要するので早めに提出のこと。

8 容姿・服装

(1) 服装について

ア 学生服型（詰襟）

（ア）上下とも標準型学生服であり、本校指定のボタンをつける。

- (イ) 上着の襟には白のカラーと校章バッヂ（左襟）につける。（ラウンドカラー可）
- (ウ) シャツは本校指定のツーウェイシャツを着用すること。なお、冬服着用時に上着を脱ぐ場合は、本校指定のツーウェイシャツを着用する。

(エ) ズボンはベルト（華美な色と大型のバックルは避ける）を使用し、裾はすらない。

イ セーラー服型

- (ア) 本校指定のセーラー服（指定のライン・リボン）とスカートを着用する。
- (イ) 胸当では「C」の花文字がしっかり見えるように着用する。
- (ウ) スカートの長さは、ひざの中心より下10cm以内、上は膝頭の中心までとする。
- (エ) ベルトは着用せず、スカートはウエスト部分で折り曲げないように着用する。
- (オ) ストッキングは、ベージュまたは黒色とする。
- (カ) カーディガン（通年許可）は学校指定のものとする。冬服着用時～3月末までは重ね着を認めるが、外側は指定のカーディガンを着用することとし、内側は紺色のみとする。

ウ 両制服とも

- (ア) 制服のインナーは、柄や色が透けないよう華美なものは着用しない。
- (イ) 防寒具及び防寒着は、冬服着用の上で通年可とし、華美でないものとする。なお、部活動で購入した防寒着も着用を認める。ただし、ロングマフラーは危険なため禁止とする。
- (ウ) 靴は短靴で飾りのないもので、靴のかかとは踏まない。サンダルやスリッパは禁止とする。
- (エ) 靴下は、白・黒・紺とし、ラインやデザイン性のないものとする。また、オーバーニーソックス・ルーズソックス・防寒用のホームソックス・レッグウォーマーは禁止とする。

(2) 頭髪について

自然で清潔感のある品位・品格を保つ頭髪とする。

- ア パーマ・脱色・染色、特殊なカット（極端な二段カットやモヒカン刈りなど）や技巧（アイロン・カール・編み込み等）などをしない。また、整髪料は付けない。
- イ 前髪が目にかかる場合は、華美でないヘアピン等で前髪をとめる。正面から見えるダンゴ状・噴水状にしない。式典等では、肩より長い場合は、後ろ又は横で束ねる。髪を結ぶ時はゴム紐（黒・紺・茶）を用い、装飾品にあたるものは身に付けない。
- エ ヘアピンは華美なものは使用しない。コンコルドピンは危険なため禁止とする。
- オ カツラ・ウィッグ・エクステンション等は使用しない。

(3) 容姿について

- ア 化粧をしない。つけまつ毛・マスカラをつけない。
- イ ピアス・指輪・ネックレス等のアクセサリー、カラーコンタクト・ディファインはつけない。
- ウ 爪は短く切り、飾り（デコレーション）はしない。マニキュア・ペディキュアをつけない。

(4) その他

- ア 通学時のバッグは華美・高価でないものとする。
- イ 貵重品の管理を徹底し、多額の現金や必要のない貴重品は持参しない。貴重品の管理は貴重品バック等を活用し、自分でしっかりと管理する。管理できない貴重品は校内に持ち込まない。
- ウ 学習に不要な漫画・雑誌・ゲーム・オーディオプレーヤー等は校内に持ち込まない。
- エ スマートフォン・携帯電話は校内では電源を切り、カバンにしまい使用しない。
- オ 原則として登下校時は制服を着用する。その他についても、上記の本校が定めた身だしなみに準じた服装・頭髪・容姿で登校する。

9 自転車通学許可について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、綴じ込みの「自転車通学許可願」に記入し、保護者押印の後に担任へ提出する。
- (2) 自転車通学ができるのは、次の条件を満たす生徒に限る。ただし、特別な事情がある場合は、担任を通して生徒指導部へ相談すること。（下記の条件を満たす場合に限り、始業式以降車体

検査終了まで、当面はステッカーの貼付されていない自転車で通学しても良い

ア 「自転車通学許可願」裏面の「自転車通学が認められない範囲」の地図の円より外側から通学する生徒。ただし、名鉄知立駅または三河知立駅まで電車等の公共交通機関を利用する場合は徒步通学となり、駅からの自転車通学は認めない。

イ 通学にふさわしい自転車を使用できる生徒（入学後に車体検査を行う）

(ア) ドロップハンドルやハンドルの加工は禁止とする。

(イ) ブレーキ・ライト・反射鏡・鍵・ベル・スパークテール・フェンダー・スタンド等、きちんと整備されていること。

(ウ) 二人乗り防止のためのハブステップ（後輪のステップ）は禁止とする。

(エ) 競技用自転車・三輪自転車等は、禁止とする。

(オ) 高価な自転車は禁止とする。

(カ) ヘルメットを所持し、着用に努めている。

ウ 交通ルールを遵守できる生徒

(ア) 二人乗り・並進・夜間の無灯火運転をしない。

(イ) 雨天時にはカッパを着用し、傘さし運転をしない。傘さし運転を行った場合には、安全のため傘の一時預かり指導を行う。また、傘さし運転防止のため、車体検査時にカッパの所持・記名の確認を行う。カッパは色の指定はなく、中学校で使用していたものでもよい。なお、防寒具として手袋着用を推奨する。

(ウ) 一時停止や信号を守ること。また、原則として車道を左側通行すること。歩道を通行する場合は、歩行者優先で、車道よりを徐行すること。

(エ) 音楽を聴きながらの運転や携帯電話を操作しながらの運転は絶対にしない。

エ 指定の場所に整頓して駐輪できる生徒

(ア) 校内では指定された駐輪場所に駐輪すること。

(イ) 校外においても、路上に駐輪せず、所定の駐輪場所に駐輪すること。

(ウ) 自転車には必ず施錠（JIS規格のツーロックが望ましい）して駐輪すること。

オ 本校のルールを遵守できる生徒

車体検査・カッパ検査が終了した時点で、登録ステッカーを後輪の泥よけに貼付するが、貼付後は登録ステッカーのない自転車では通学しない。自転車を買い換えた場合は、再度車体検査を実施し、新たなステッカーを貼付するので、速やかに生徒指導部まで申し出る。また、パンクや故障、盗難等でやむを得ず登録ステッカーの無い自転車で通学する場合は、生徒指導部へ届け出ると同時に、速やかに状況の改善を行うこと。

(3) 交通ルール違反や指定場所以外の駐輪、ステッカーのない自転車で登校を続けた場合は、自転車の一時預かり指導や自転車通学許可を取り消す場合がある。

(4) 校内または校外において、自転車が盗難に遭った場合は、警察および生徒指導部まで届け出ること。なお、警察への届け出がないと、発見後に自転車の保管料を請求されるケースがあるので注意すること。

(5) 自転車販売店で斡旋される「T Sマーク制度」（傷害保険・賠償責任保険が付随）や、各保険会社の自転車総合保険にできる限り加入すること。保護者の自動車保険に、家族の自転車保険が付随されているケースもあるので、あらかじめ確認しておくとよい。

なお、生徒心得については、毎年見直しを図り、改善していく予定である。